

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業(保険税賦課関係)																																																													
調整の方針	<p>国民健康保険税については、合併時に統一した税率等を適用するものとする。この場合、応益割合(均等割額、平等割額)が、45%から55%未満となるよう調整するものとする。</p> <p>平成15年度の医療保険分については、1人当たり保険税額が77,000円から78,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、保険給付費等の動向により再検討する。</p> <p>平成15年度の介護保険分については、1人当たり保険税額が15,000円から16,000円となるよう調整するものとする。ただし、所得金額、介護納付金等の動向により再検討する。</p> <p>国民健康保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するための適正な負担額となるよう最高5年間で調整するものとする。</p> <p>賦課方式、軽減割合、課税限度額、賦課期日及び納期については、現行のとおりとする。</p>																																																															
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考																																																												
賦課方式 医療保険分 (平成13年度本算定期)	<table> <tr> <td>所得割</td><td>5.20 %</td> <td>所得割</td><td>5.27 %</td> <td>所得割</td><td>4.84 %</td> </tr> <tr> <td>資産割</td><td>43.00 %</td> <td>資産割</td><td>30.32 %</td> <td>資産割</td><td>45.61 %</td> </tr> <tr> <td>均等割</td><td>31,200 円</td> <td>均等割</td><td>29,600 円</td> <td>均等割</td><td>30,600 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td><td>33,000 円</td> <td>平等割</td><td>31,600 円</td> <td>平等割</td><td>32,400 円</td> </tr> <tr> <td>1人当たり保険税額</td><td>83,816 円</td> <td>1人当たり保険税額</td><td>75,469 円</td> <td>1人当たり保険税額</td><td>76,285 円</td> </tr> </table>	所得割	5.20 %	所得割	5.27 %	所得割	4.84 %	資産割	43.00 %	資産割	30.32 %	資産割	45.61 %	均等割	31,200 円	均等割	29,600 円	均等割	30,600 円	平等割	33,000 円	平等割	31,600 円	平等割	32,400 円	1人当たり保険税額	83,816 円	1人当たり保険税額	75,469 円	1人当たり保険税額	76,285 円																																	
所得割	5.20 %	所得割	5.27 %	所得割	4.84 %																																																											
資産割	43.00 %	資産割	30.32 %	資産割	45.61 %																																																											
均等割	31,200 円	均等割	29,600 円	均等割	30,600 円																																																											
平等割	33,000 円	平等割	31,600 円	平等割	32,400 円																																																											
1人当たり保険税額	83,816 円	1人当たり保険税額	75,469 円	1人当たり保険税額	76,285 円																																																											
賦課方式 介護保険分 (平成13年度本算定期)	<table> <tr> <td>所得割</td><td>0.69 %</td> <td>所得割</td><td>0.56 %</td> <td>所得割</td><td>0.45 %</td> </tr> <tr> <td>資産割</td><td>5.36 %</td> <td>資産割</td><td>4.33 %</td> <td>資産割</td><td>4.49 %</td> </tr> <tr> <td>均等割</td><td>6,300 円</td> <td>均等割</td><td>6,300 円</td> <td>均等割</td><td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td><td>3,900 円</td> <td>平等割</td><td>4,000 円</td> <td>平等割</td><td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>1人当たり保険税額</td><td>16,591 円</td> <td>1人当たり保険税額</td><td>16,518 円</td> <td>1人当たり保険税額</td><td>14,683 円</td> </tr> </table>	所得割	0.69 %	所得割	0.56 %	所得割	0.45 %	資産割	5.36 %	資産割	4.33 %	資産割	4.49 %	均等割	6,300 円	均等割	6,300 円	均等割	5,500 円	平等割	3,900 円	平等割	4,000 円	平等割	3,500 円	1人当たり保険税額	16,591 円	1人当たり保険税額	16,518 円	1人当たり保険税額	14,683 円																																	
所得割	0.69 %	所得割	0.56 %	所得割	0.45 %																																																											
資産割	5.36 %	資産割	4.33 %	資産割	4.49 %																																																											
均等割	6,300 円	均等割	6,300 円	均等割	5,500 円																																																											
平等割	3,900 円	平等割	4,000 円	平等割	3,500 円																																																											
1人当たり保険税額	16,591 円	1人当たり保険税額	16,518 円	1人当たり保険税額	14,683 円																																																											
軽減割合	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用	7割軽減・5割軽減・2割軽減適用																																																													
課税限度額	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円	医療保険分 530,000 円 介護保険分 70,000 円																																																													
賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日																																																													
納期	<table> <tr> <td>第1期</td><td>5月1日から同月31日まで</td> <td>第1期</td><td>5月1日から同月31日まで</td> <td>第1期</td><td>5月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第2期</td><td>6月1日から同月30日まで</td> <td>第2期</td><td>6月1日から同月30日まで</td> <td>第2期</td><td>6月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第3期</td><td>7月1日から同月31日まで</td> <td>第3期</td><td>7月1日から同月31日まで</td> <td>第3期</td><td>7月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第4期</td><td>8月1日から同月31日まで</td> <td>第4期</td><td>8月1日から同月31日まで</td> <td>第4期</td><td>8月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第5期</td><td>9月1日から同月30日まで</td> <td>第5期</td><td>9月1日から同月30日まで</td> <td>第5期</td><td>9月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第6期</td><td>10月1日から同月31日まで</td> <td>第6期</td><td>10月1日から同月31日まで</td> <td>第6期</td><td>10月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第7期</td><td>11月1日から同月30日まで</td> <td>第7期</td><td>11月1日から同月30日まで</td> <td>第7期</td><td>11月1日から同月30日まで</td> </tr> <tr> <td>第8期</td><td>12月1日から同月31日まで</td> <td>第8期</td><td>12月1日から同月31日まで</td> <td>第8期</td><td>12月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第9期</td><td>1月1日から同月31日まで</td> <td>第9期</td><td>1月1日から同月31日まで</td> <td>第9期</td><td>1月1日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>第10期</td><td>2月1日から同月末日まで</td> <td>第10期</td><td>2月1日から同月末日まで</td> <td>第10期</td><td>2月1日から同月末日まで</td> </tr> </table>	第1期	5月1日から同月31日まで	第1期	5月1日から同月31日まで	第1期	5月1日から同月31日まで	第2期	6月1日から同月30日まで	第2期	6月1日から同月30日まで	第2期	6月1日から同月30日まで	第3期	7月1日から同月31日まで	第3期	7月1日から同月31日まで	第3期	7月1日から同月31日まで	第4期	8月1日から同月31日まで	第4期	8月1日から同月31日まで	第4期	8月1日から同月31日まで	第5期	9月1日から同月30日まで	第5期	9月1日から同月30日まで	第5期	9月1日から同月30日まで	第6期	10月1日から同月31日まで	第6期	10月1日から同月31日まで	第6期	10月1日から同月31日まで	第7期	11月1日から同月30日まで	第7期	11月1日から同月30日まで	第7期	11月1日から同月30日まで	第8期	12月1日から同月31日まで	第8期	12月1日から同月31日まで	第8期	12月1日から同月31日まで	第9期	1月1日から同月31日まで	第9期	1月1日から同月31日まで	第9期	1月1日から同月31日まで	第10期	2月1日から同月末日まで	第10期	2月1日から同月末日まで	第10期	2月1日から同月末日まで			
第1期	5月1日から同月31日まで	第1期	5月1日から同月31日まで	第1期	5月1日から同月31日まで																																																											
第2期	6月1日から同月30日まで	第2期	6月1日から同月30日まで	第2期	6月1日から同月30日まで																																																											
第3期	7月1日から同月31日まで	第3期	7月1日から同月31日まで	第3期	7月1日から同月31日まで																																																											
第4期	8月1日から同月31日まで	第4期	8月1日から同月31日まで	第4期	8月1日から同月31日まで																																																											
第5期	9月1日から同月30日まで	第5期	9月1日から同月30日まで	第5期	9月1日から同月30日まで																																																											
第6期	10月1日から同月31日まで	第6期	10月1日から同月31日まで	第6期	10月1日から同月31日まで																																																											
第7期	11月1日から同月30日まで	第7期	11月1日から同月30日まで	第7期	11月1日から同月30日まで																																																											
第8期	12月1日から同月31日まで	第8期	12月1日から同月31日まで	第8期	12月1日から同月31日まで																																																											
第9期	1月1日から同月31日まで	第9期	1月1日から同月31日まで	第9期	1月1日から同月31日まで																																																											
第10期	2月1日から同月末日まで	第10期	2月1日から同月末日まで	第10期	2月1日から同月末日まで																																																											

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業(保険給付・助成関係)	
調整の方針	国民健康保険療養給付費一部負担金については、現行のとおりとする。 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 葬祭費については、50,000円とする。 高額療養費支払資金貸付事業については、高額療養費支給金額の9割相当額まで貸し付けを行うものとする。 成人病予防健診料助成事業については、助成額を1件につき10,000円とし、年齢制限は設けないものとする。 無受診世帯表彰にあっては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈する。ただし、被保険者の人数加算は、行わないものとする。			
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考
療養給付費一部負担金	一般被保険者 3割 退職被保険者 本人 2割 被扶養者入院 2割 被扶養者外来 3割	一般被保険者 3割 退職被保険者 本人 2割 被扶養者入院 2割 被扶養者外来 3割	一般被保険者 3割 退職被保険者 本人 2割 被扶養者入院 2割 被扶養者外来 3割	
出産育児一時金	1件につき300,000円	1件につき300,000円	1件につき300,000円	
葬祭費	20,000円	50,000円	50,000円	
高額療養費支払資金貸付事業	高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付	高額療養費支給金額の8割相当額まで貸付	高額療養費支給金額の9割相当額まで貸付	
成人病予防健診料助成事業	1件につき5,000円	1件につき10,000円	1件につき10,000円(ただし、40歳以上の者)	
無受診世帯表彰	概要 前年度1年間、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 被保険者1人当たり5,000円相当記念品。	概要 前年度1年間、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 被保険者1人につき15,000円分商品券。(2人目から1人増すごとに2,000円加算。)	概要 1年間以上、保険診療を受けなかった国民健康保険世帯で、かつ保険料の滞納がない世帯に対し表彰を行う。 給付内容 1世帯当たり5,000円相当記念品。	

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

厚生専門部会

住民行政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	国民健康保険事業
調整の方針			

【先進事例】

市町村名等	合併(予定)期日	調整方針
西東京市	平成13年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、平成14年度より新料率を設定するものとする。 ・賦課期日については、両市に相違がないため現行のとおりとする。 ・納期については、田無市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。
篠山市	平成11年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、被保険者(納税者)に急激な負担増加とならないよう調整につとめる。 ・国民健康保険税の賦課(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課方法)及び減額(所得額の区分による軽減の割合)については、4町とも同一であるため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の納期については、4町とも7月・9月・11月・1月同一であるため現行のとおりとする。 ・医療機関で診療等を受けた場合、被保険者が支払う一部負担金や出産育児一時金等の保険給付事業については、4町とも同一の負担割合及び給付額であるため現行のとおりとする。
さぬき市	平成14年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。 ・納税義務の発生、消滅等に伴う賦課及び督促手数料、保険給付事業、疾病予防については現行のとおりとする。 ・軽減割合は、7割軽減・5割軽減・2割軽減を適用することとする。 ・納期は、保険税額を考慮し、適正な納期で統一を図る。 ・人間ドッグ補助は、新市においても実施する。ただし、実施形態及び補助額等については統一を図る。 ・高額療養費資金貸付については、新市においても実施する。なお、基金の額は15,000,000円とし、貸付額は現行のとおりとする。
引田町 白鳥町 大内町 合併協議会	平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の減額(応益分)の軽減割合については、白鳥町の例により調整する。 ・国民健康保険税の納期については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の基礎課税額の税率については、医療費に見合う税率を定める。 ・国民健康保険税の介護納付金課税額の課税限度額については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・国民健康保険税の介護納付金課税額の税率については、白鳥町の例により調整する。 ・国民健康保険税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、3町に相違がないため現行のとおりとする。 ・保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、3町に相違がないため現行のとおり引き継ぎ、葬祭費については、4万円とする。

高富町・伊自良村・美山町

合併協議会の推進体制

る委員二十五名と顧問で構成されています。協議内容は原則として公開されます。

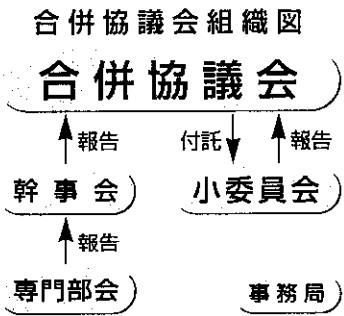
案する事項について協議・調整を行います。

合併ミニ辞典

高富町・伊自良村・美山町

合併協議会は、合併協議会、小委員会、幹事会、専門部会、事務局で構成されています。

○合併協議会



○小委員会

合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置される法定の協議会で、山県郡三町村の合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項の協議や市町村建設計画の策定などを行います。合併協議会は、会長のほか、三町村の議会の代表、学識経験者などからなる。

小委員会は、合併協議会から付託された事項（例えば、新自治体の名称など）について調査・審議を行います。

○幹事会

幹事会は、三町村の助役、収入役、総務課長などの職員で構成され、協議会に提案する事項について協議・調整を行います。

専門部会は、三町村の職員で構成され、総務・厚生・産建水道・教育の四部会に分かれ、専門分野におけるすべての事項について協議・調整を行います。

○専門部会

事務局は、合併協議会の運営を円滑に進めていくため、協議に必要な資料の収集・作成などを行います。

合併協議会とは、合併しようとする市町村が、法律の規定に基づいて設置しなければならない協議会です。合併に際し、この協議会で福祉の向上や行政サービスの取扱いをはじめ、住民負担や地域の振興に関することなど、住民のみさんの生活に関わることを慎重に検討し、協議・調整され、結論が出されます。この協議会で決定された事項をもとに、市町村議会の議決を経て、市町村合併が行われます。

合併協議会委員名簿			
役職名	氏名	町村名	選出区分
会長	山崎 通	高富町	高富町長
副会長	矢口 貞男	美山町	美山町長
	村橋 忠夫	伊自良村	伊自良村長
委員	村瀬 伊織	高富町	高富町議會議長
	渡辺 政勝		高富町議會議員
	武山 和行		高富町議會議員
	藤岡 功		学識経験者
	杉田 實男		学識経験者
	平野 元		学識経験者
	三井 恵子		学識経験者
	上野 登志博		伊自良村議會議長
	横山 善道		伊自良村議會議員
	川島 清夫		伊自良村議會議員
委員	山崎 雄作	伊自良村	学識経験者
	船戸 繁俊		学識経験者
	高井 克明		学識経験者
	棚橋 審子		学識経験者
	長屋 孝		美山町議會議長
	大西 兼巳		美山町議會議員
	小森 英明		美山町議會議員
	河口 衛		学識経験者
	高瀬 茂		学識経験者
	花村 進		学識経験者
顧問	石神 みち子	岐阜県	学識経験者
	河合 正明		学識経験者
	古川 一美		学識経験者

顧問

役職名	氏名
岐阜県議会議員	山田 忠雄

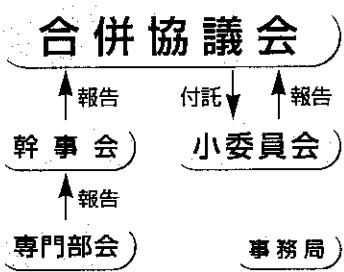
幹事会名簿

役職名	氏名	備考
幹事長	横山 久生	伊自良村助役
副幹事長	宇野 敏勝	高富町助役
	早矢仕 英雄	美山町助役
幹事	鷲見 平也	高富町収入役
	田中 義文	伊自良村収入役
	田垣 隆司	美山町収入役
	三輪 隆博	美山町参事兼企画財政課長
	鷲見 季子	高富町総務課長
	船戸 時夫	伊自良村総務課長
	長屋 義明	美山町総務課長
	嶋井 勉	高富町企画課長
	梅田 義孝	伊自良村総務課長補佐兼企画財政係長

市町村建設計画とは

市町村合併に際し、合併関係市町村の住民のみなさんに対して将来に開拓するビジョンを提供し、これによって住民のみなさんが合併の適否を判断するという、いわばマスター・プランとしての役割を果たすものです。

合併協議会組織図



合併協議会とは

合併協議会は、合併協議会、小委員会、幹事会、専門部会、事務局で構成されています。

○合併協議会

合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置される法定の協議会で、山県郡三町村の合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項の協議や市町村建設計画の策定などを行います。

小委員会は、合併協議会から付託された事項（例えば、新自治体の名称など）について調査・審議を行います。

○幹事会

幹事会は、三町村の助役、収入役、総務課長などの職員で構成され、協議会に提案する事項について協議・調整を行います。

○専門部会

事務局は、合併協議会の運営を円滑に進めていくため、協議に必要な資料の収集・作成などを行います。

合併しようとする市町村が、法律の規定に基づいて設置しなければならない協議会です。合併に際し、この協議会で福祉の向上や行政サービスの取扱いをはじめ、住民負担や地域の振興に関することなど、住民のみさんの生活に関わることを慎重に検討し、協議・調整され、結論が出されます。この協議会で決定された事項をもとに、市町村議会の議決を経て、市町村合併が行われます。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会	所 管 課 等			構 成 員
		高富町	伊自良村	美山町	
総務	議会	議会事務局	総務課	議会事務局	所管課等に属する職員全員
	般管理	総務課	総務課	総務課	同上
	行政一般	総務課 有線テレビ局	総務課	総務課	同上
	企画財政	企画課	総務課	企画財政課	同上
	税務	税務課	税務課	税務課	同上
	出納	会計課	出納室	収入役室	同上
厚生	住民行政	住民課	住民課	住民課	同上
	児童福祉	福祉課	住民課	住民課	同上
	総合福祉	福祉課	福祉課	住民課	同上
	高齢福祉	保健課	福祉課	住民課	同上
	保健	保健課	福祉課	環境保健課	同上
	環境	環境課	住民課	環境保健課	同上
産建水道	産業	産業課	産業課	産業課 工業団地開発対策室	同上
	某盤整備	建設課	建設課	建設課	同上
	都市計画	都市計画課	建設課	建設課	同上
	水道	水道課	建設課	水道課	同上
教育	学校教育	学校教育課	教育課	教育課	教育長及び所管課等に属する職員全員
	社会教育	社会教育課	教育課	教育課	同上